

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 6年 1月 1日 至 令和 6年12月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 五省会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☐ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市田手原町 8 1 1 番地 9
- (3) 設立認可年月日 平成 1 8 年 3 月 7 日
- (4) 設立登記年月日 平成 1 8 年 3 月 2 3 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
病院	廣中病院	4 2 0 1 6 6 2 2 1	長崎県長崎市田手原町 8 1 1 番地 9	精神病床 2 7 8 床
診療所	出島診療所	4 2 0 1 6 6 2 3 9	長崎県長崎市万才町 5 番 2 2 号 中村ビル 1 階	

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務)
該当事項はありません。
- (3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)
該当事項はありません。
- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
- 令和 6 年 2 月 2 9 日 第 1 8 期決算書類の承認、理事及び監事の選任
- 令和 6 年 1 0 月 3 日 理事 1 名退任の報告
- 令和 6 年 1 0 月 1 0 日 持分なし医療法人への移行計画の認定申請、議事録署名人選任の承認

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債
該当事項はありません。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債
該当事項はありません。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
該当事項はありません。

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

令和 6年 3月 1日 長崎市保健所長に「病院開設許可事項の一部変更届」（病床数の変更：精神279床→精神278床）を提出しました。

令和 6年 3月 22日 廣中病院について、九州厚生局長より精神病棟入院基本料の受理について（通知）を頂きました。

令和 6年 3月 27日 廣中病院について、九州厚生局長より保険医療機関指定通知書（指定更新）を頂きました。

令和 6年 4月 18日 廣中病院について、長崎市長より生活保護法第49条の3の規定による指定更新の指令書を頂きました。

令和 6年 5月 14日 廣中病院について、九州厚生局長より看護配置加算の受理について（通知）を頂きました。

令和 6年 6月 21日 廣中病院について、九州厚生局長より外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の受理について（通知）、及び入院ベースアップ評価料20の受理について（通知）を頂きました。

令和 6年 7月 31日 廣中病院について、九州厚生局長より看護補助加算の受理について（通知）を頂きました。

令和 6年11月19日 厚生労働大臣より移行計画認定通知書を頂きました。

令和 6年12月13日 廣中病院と出島診療所について、長崎県知事より障害者総合支援法第60条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）の更新についてを頂きました。

令和 6年12月 4日 長崎県知事より、医療法人の定款変更認可についてを頂きました。

(9) その他

該当事項はありません。

法人名 医療法人 五省会

所在地 長崎市田手原町 8 1 1 番地 9

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 6 年 1 2 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	161,260	I 流 動 負 債	173,880
現金及び預金	38,525	支払手形	
事業未収金	115,490	買掛金	6,143
有価証券		短期借入金	132,200
たな卸資産	2,191	未払金	
前渡金		未払費用	20,984
前払費用	137	未払法人税等	
繰延税金資産		未払消費税等	333
その他の流動資産	4,917	繰延税金負債	
II 固 定 資 産	307,939	前受金	
1 有 形 固 定 資 産	305,890	預り金	13,951
建物	253,915	前受収益	
構築物	544	諸引当金	
医療用器械備品	2,089	その他の流動負債	268
その他の器械備品	1,879	II 固 定 負 債	46,877
車両及び船舶	0	医療機関債	
土地		長期借入金	46,877
建設仮勘定		繰延税金負債	
その他の有形固定資産	47,463	諸引当金	
2 無 形 固 定 資 産	1,819	その他の固定負債	
借地権		負債合計	220,757
ソフトウェア	874	純 資 産 の 部	
その他の無形固定資産	944	科 目	金 額
3 その他の資産	231	I 出 資 金	242,436
有価証券		II 積 立 金	6,006
長期貸付金		代替基金	
役員等長期貸付金		積立金	
長期前払費用		繰越利益剰余金	6,006
繰延税金資産		III 評価・換算差額等	
その他の固定資産	231	その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
資産合計	469,199	純資産合計	248,442
		負債・純資産合計	469,199

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人 五省会

※医療法人整理番号

所在地 長崎市田手原町 8 1 1 番地 9

損 益 計 算 書
(自 令和 6 年 1 月 1 日 至 令和 6 年 1 2 月 3 1 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		755,440
2 事業費用		
(1)事業費	792,366	
(2)本部費		
本来業務事業利益		△ 36,926
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
附帯業務事業利益		
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		
事業利益		△ 36,926
II 事業外収益		
受取利息	4	
その他の事業外収益	16,574	16,578
III 事業外費用		
支払利息	2,020	
その他の事業外費用	5,854	7,874
経常利益		△ 28,222
IV 特別利益		
固定資産売却益		
その他の特別利益		
V 特別損失		
固定資産売却損		
その他の特別損失	0	0
税引前当期純利益		△ 28,222
法人税・住民税及び事業税	537	
法人税等調整額		
当期純利益		△ 28,759

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 2

法人名 医療法人 五省会

※医療法人整理番号

所在地 長崎市田手原町 8 1 1 番地 9

財 産 目 録
(令和 6 年 1 2 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額 千円
2. 負 債 額 千円
3. 純 資 産 額 千円

(内 訳)		(単位：千円)
区 分		金 額
A 流 動 資 産		161,260
B 固 定 資 産		307,939
C 資 産 合 計 (A + B)		469,199
D 負 債 合 計		220,757
E 純 資 産 (C - D)		248,442

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人五省会

理事長 廣中 郁朗 殿

私は、医療法人五省会の令和6年会計年度（令和6年1月1日から令和6年12月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

令和 7年 2月24日

医療法人 五省会

監事 摂津 良則

原本と相違ありません

長崎県長崎市田手原町811番地

医療法人 五 省 会

理事長 廣 中 郁